

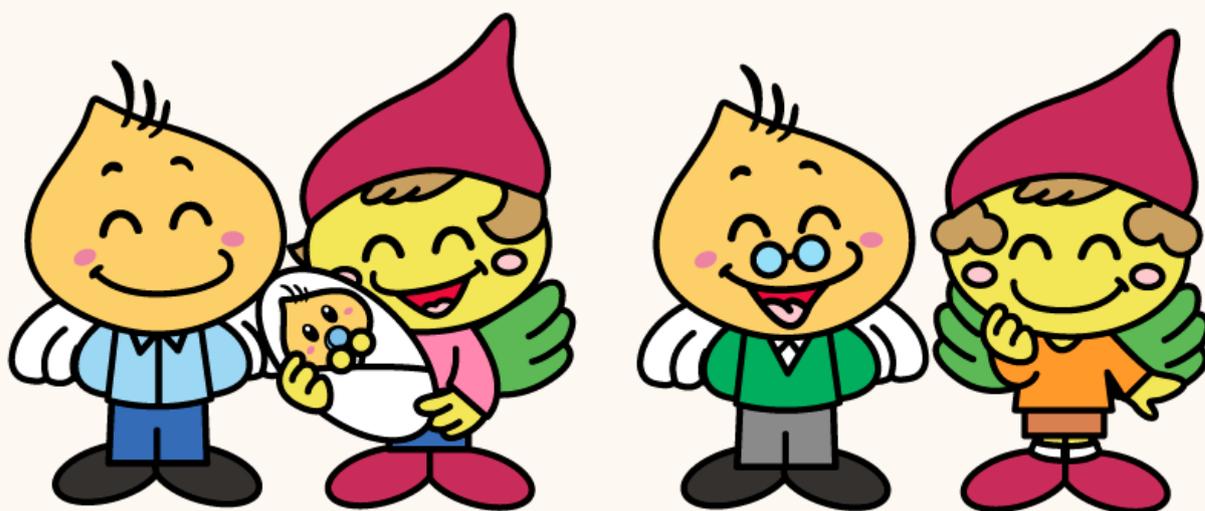
第3期

三芳町

子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

概要版



令和7年3月

三芳町

ごあいさつ



三芳町では、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期三芳町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち」を基本理念に掲げ、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進するため、様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、計画期間中には、新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化した自然災害など、私たちの生命の生存と安寧が脅かされました。こうした要因により、コミュニティの形成に必要な地域活動の停滞を余儀なくされるなど、不確実性を増す未来への不安に包まれるという、未曾有の経験を経てきました。

一方で、令和5年4月には、「児童の権利に関する条約」の理念をふまえた「こども基本法」が施行され、行政には、こどもと家庭の福祉を向上させるための政策を効果的に推進することが求められています。

町では、このような状況をふまえ、一貫性のある子ども・子育て支援を計画的・総合的に推進するとともに、社会情勢の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、持続可能で、切れ目のない支援による地域全体での子育て環境づくりに取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたり、「三芳町子ども・子育て審議会」でご審議いただきました委員の皆様には、大変なご尽力をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。また、ニーズ調査やパブリック・コメント等を通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました住民の皆様には、心からお礼を申し上げますとともに、町の将来を担う子どもの健全育成に、引き続きご協力をお願いいたします。

令和7年3月

三芳町長 林 伊佐雄

1

計画の概要

計画策定の趣旨

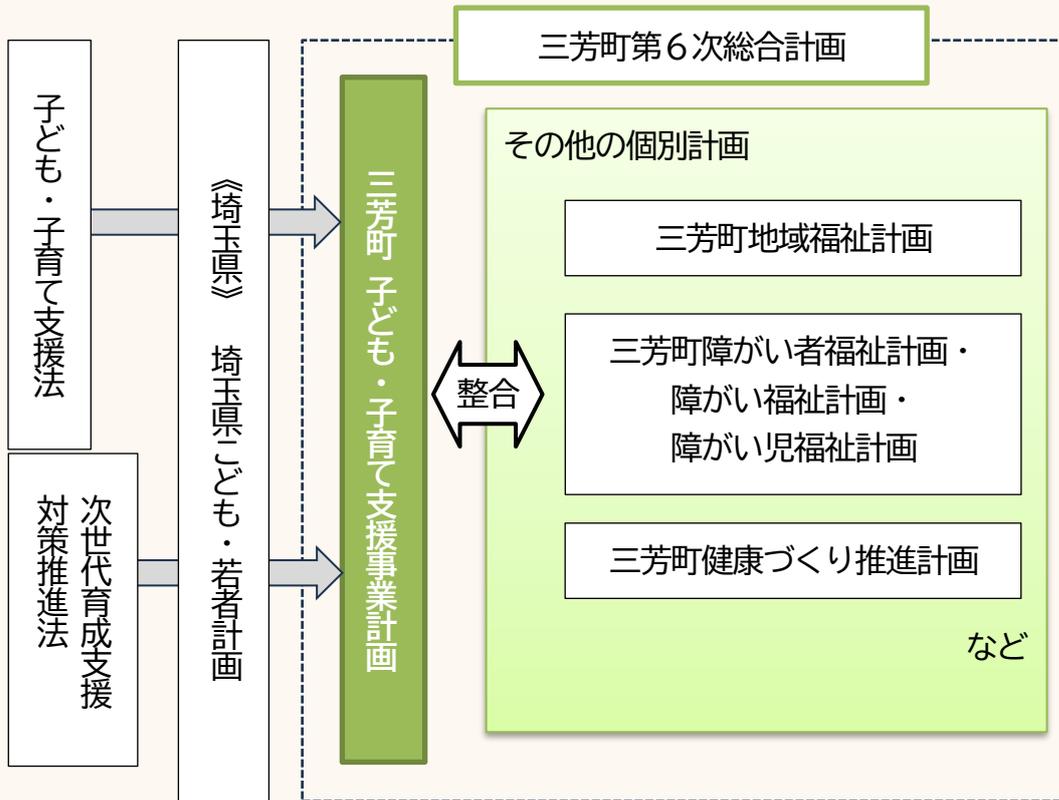
国においては、出生数や出生率の低下に伴う少子化が進行する中、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、子育てに対する不安感、負担感、孤立感など、さまざまな課題への解決が求められています。こうした社会背景のもと、国では、令和5年度には子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を設置するとともに、「こども基本法」を施行し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していく体制が整備されました。

このたび、「第2期三芳町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、社会状況の変化や国の動向等をふまえつつ、新たに「第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てできる環境のさらなる整備を図るため、引き続き、きめ細かく切れ目のない子ども・子育て支援の充実に取り組めます。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

本町における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定をします。



計画期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、制度改正等の国の動向、本町の実態や施策の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うこととします。



計画の対象

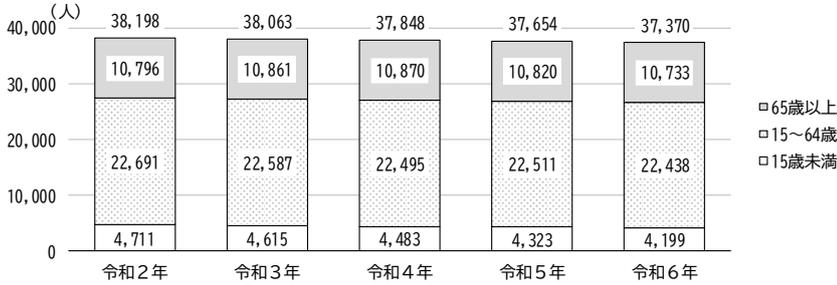
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。また、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前までの子どもを指します。



2

子ども・子育てに関する現状

人口の状況（総人口及び年齢3区分別人口の推移）



本町の総人口は、緩やかな減少傾向にあり令和6年には 37,370 人となっています。

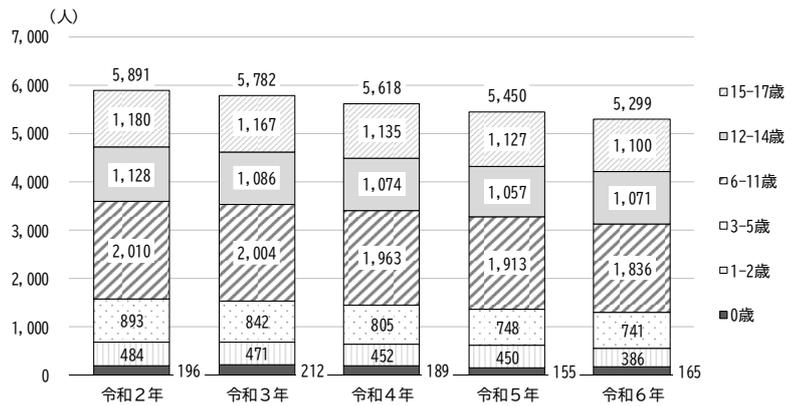
15 歳未満の年少人口は減少傾向で推移しています。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

児童数（児童数の推移）

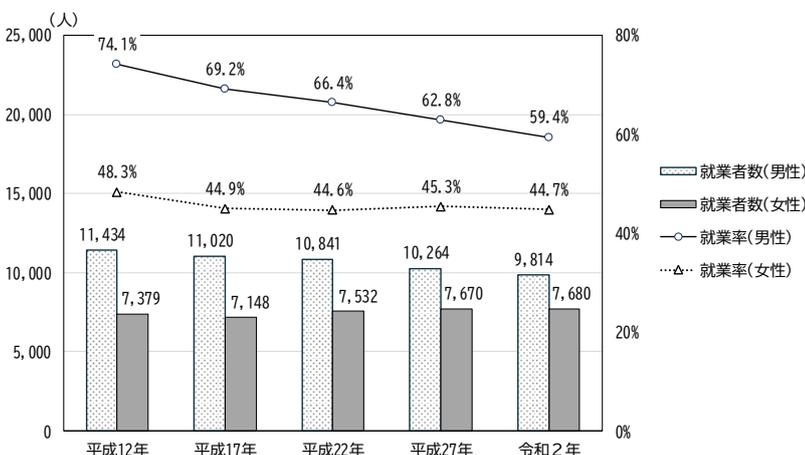
本町の18歳未満の児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年には 5,299 人となっています。

このうち、0～5歳の就学前児童数は1,292人、6～11歳の小学生児童数は1,836人、12～14歳の中学生児童数は1,071人、15～17歳の児童数は1,100人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

就業者数（就業者数の推移）



本町の就業者数をみると、男性は平成12年以降、年々減少傾向で推移していますが、女性は平成17年以降、年々増加しており、令和2年には 7,680 人となっています。

就業率は、男性は低下し続けていますが、女性は平成17年以降、横ばいで推移しています。

資料：国勢調査

基本理念

安心して子育てできるまち 三芳



～ みんなで健やかに育てよう、元気な笑顔の子どもたち ～

第1期、第2期における理念を継承しつつ、三芳町第6次総合計画の施策の方向性をふまえ、基本理念を「安心して子育てできるまち 三芳 ～ みんなで健やかに育てよう、元気な笑顔の子どもたち～」として、必要な支援が適切かつ十分に提供されるよう、子ども・子育て支援の各施策を推進します。

基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。また、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1 「こどもまんなか社会」の実現のために

「こどもまんなか社会」を実現するために、関係機関・団体等との連携を強化しながら、教育の充実と家庭や地域の教育力の向上を図ります。

基本目標2 子どもが安全・安心に生活できるために

子どもを取り巻く有害環境への対策、地域の道路交通環境及び公共施設等の整備など、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

基本目標3 地域で子育て支援をするために

すべての子育て家庭のために、相談や交流の場の提供など、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進します。また、誰一人取り残されないように、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取組を推進します。

基本目標4 子どもと親の健康のために

妊娠・出産・子育て（育児）期において親子ともに心や体の健康を維持し、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現をめざします。

基本目標5 仕事と子育ての両立のために

保護者の就労形態による多様なニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業の充実を図るとともに、家庭・地域・事業所等の連携と共通理解を図り、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進します。

施策体系

基本理念を実現するため、体系的に各施策を実施します。

基本理念	基本目標	主要施策
安心して子育てできるまち三芳	<u>基本目標1</u> 「こどもまんなか社会」の実現のために	(1) 子どもの権利の尊重 (2) 子育てに関する理解と社会性の向上 (3) 教育環境の充実 (4) 家庭の教育力の向上 (5) 地域活動の充実
	<u>基本目標2</u> 子どもが安全・安心に生活できるために	(1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 (2) 安心して子育てができる生活環境の整備 (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	<u>基本目標3</u> 地域で子育て支援をするために	(1) 子育て相談・情報提供の体制の充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 子育て家庭への経済的な支援 (5) 児童虐待防止対策の充実 (6) ひとり親家庭等への支援の充実 (7) 障がい児や発達遅れのある子どもへの支援の充実
	<u>基本目標4</u> 子どもと親の健康のために	(1) 子どもや親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
	<u>基本目標5</u> 仕事と子育ての両立のために	(1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援 (2) 多様な働き方を選択できる環境の整備 (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進



幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制

支援事業の提供体制

認定こども園及び幼稚園

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所（園）と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。

- 子育て家庭の経済的負担を軽減する幼児教育・保育の無償化をふまえて、量の見込みと確保方策を設定します。

認定こども園及び認可保育所（園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設

保護者の就労等により家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。

- 保育所（園）等において、共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育士確保等に向けた取組を進めていくとともに、保育利用定員の確保を図ります。

利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- こども家庭センター（母子保健・児童福祉）において、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応を行うとともに、関係機関等と連携し、包括的な支援を行っていきます。

地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

- 地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの受け入れ体制によって、必要な事業量の確保を図ります。

妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

- 医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、里帰り出産等における県外の医療機関等の受診にも対応していくことで、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師・助産師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

- 訪問では、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援等）を行う事業です。

- 乳児家庭全戸訪問事業の結果等から対象者の把握に努め支援していきます。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員及び地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性及び連携の強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る事業です。

- こども家庭センターを設置し母子保健と児童福祉の両機関が一体的な支援を行うことで、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応につながるように要保護児童対策協議会の機能の強化を図っています。

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において子どもをお預かりする事業です。

- 保護者の疾病等で一時的に家庭での養育が困難になり、ほかに児童を看てくれる人がいない場合、児童を短期間（原則7日以内）預かる事業は、児童相談所を通して県の乳児院や児童養護施設で実施しています。
- 引き続き、幅広く事業の周知を図り、関係機関との連携をとりながら子育て家庭の負担軽減に努めます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

- 就学児童等をもつ利用会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、安定的な提供体制の確保に努めます。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

■幼稚園等において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

②在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外の一時預かり

■町内の既存の保育所（園）等における一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。

延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

■保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事業量の確保を図ります。

病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

■富士見市及びふじみ野市と広域覚書を結び、保育所（園）4か所において病児保育が、保育所（園）1か所において病後児保育が実施されています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりを検討していきます。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育室））

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■放課後児童対策を一層強化し、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごしながら、多様な体験・活動を行うことができるよう、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有及び共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保を図ります。

子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭や妊産婦等を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。

- 家事・育児支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できる環境を整えていけるよう、今後も継続して事業を展開していきます。

妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の支援を行う事業です。

- 出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、すでに実施している事業を制度化したものです。妊婦等に対して、さらに寄り添った支援が実施できるよう努めます。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を提供し、その乳児または幼児及び保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談を実施するとともに、必要な情報提供、助言等の支援を行う事業です。

- 令和8年度からの事業実施に向け、課題等を把握し整備を進めます。

産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

- 産後の母親の育児負担軽減のための休息や、育児の方法を学びたい等の親のニーズに即した事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりに努めます。



第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画 概要版
発行年月／令和7年3月
発行・編集／三芳町子ども支援課

